

市民参加実施予定シート

担当課：環境政策課

予定
 令和8年4月1日時点

(1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	生物多様性ながれやま戦略（第三期）	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉生物多様の保全と回復を目指すことによって、将来にわたって市内の良質な自然環境を残すことができます。 〈デメリット〉特に無し		
正式名称	生物多様性ながれやま戦略（第三期）				
概要	生物多様性の保全と回復に関する取り組みを計画的に進めるとともに、生態系ネットワークと市民活動団体等のネットワークを構築するため、50年間のグランドデザインを描いた戦略です。	上位計画の有無	無（流山市独自）		

(2) 市民参加の対象事項について ※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
■	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	
複数 実施	審議会等	R7/4月～R8/3月中で4回程度	審議委員（専門家、公募の市民等）	1009621	環境審議会	・専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため。
	パブリックコメント手續	R7/11/20～R7/12/19	全市民	特に無し	特に無し	・時間や場所等に拘束されず、意見表明ができることから、幅広い市民から意見聴取が可能と考えたため。 ・素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。

(4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度											
	4～9月	10月～3月	4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

審議会開催（諮問・答申など）

パブリックコメント

(5) 当初予定からの変更履歴 ※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
(4) 市民参加のスケジュール	令和5年9月14日	審議会により実施期間が変更になったため	(4) 市民参加のスケジュール	令和7年3月11日	パブリックコメントの実施期間が変更になったため。
(4) 市民参加のスケジュール	令和6年9月25日	審議会の審議状況により、パブリックコメントの実施期間が変更になったため。（令和7年度への移行）	(4) 市民参加のスケジュール	令和7年10月21日	パブリックコメントの実施期間が変更になったため。